

専門委員会規定

第1条 出雲市陸上競技協会規約第23条による専門委員会として総務委員会・競技運営委員会をおく。

第2条 総務委員会は、総務部を統括する。
競技運営委員会は、審判部・記録情報処理部・競技部・施設用器具部を統括する。

第3条 各委員会は、委員長1名、各部は、部長1名、部員若干名をもって組織する。ただし、必要あるときは副部長をおくことができる。
委員長・部長・副部長については理事会において選出し、総会の承認を得て会長が委嘱する。部員は、各部長が理事の中から選任し、会長が委嘱する。

第4条 委員長は、各委員会を代表し、その任務の遂行について責任を負う。部長は、委員長の補佐をし、任務の遂行を助けると共にそれぞれの部の任務について責任を負う。副部長は、部長の補佐をし、任務の遂行を助ける。部員は、その部の業務を掌る。

第5条 総務委員長は総務部長をもって充てる。競技運営委員長は理事長をもって充てる。

第6条 総務委員会は、事務局となり、次の各号に関する会務を処理する。
総務部

1. 協会の運営に関する企画及び連絡調整。
2. 印鑑の保管
3. 内外文書の発送、整理、保存、廃棄。
4. 用度その他の契約購入。
5. 金銭の出納、会計帳簿の整理保管。
6. 諸会議の準備、その議事録の保管・整理。
7. 会員名簿の作成。
8. 次年度の主管する競技会の会場確保。
9. 出雲市スポーツ協会及び他団体との連絡調整。
10. その他、他部に属さないこと。

第7条 競技運営委員会は、次の各号に関する会務を処理する。

審判部

1. 登録・登記に関する事務。
2. 審判技術の指導並びに講習会の立案。
3. 競技会の審判組織の立案。
4. 公認審判員の資格審査と登録申請並びに公認審判員名簿の作成保管。
5. 新規審判員の発掘。

記録情報処理部

1. 主管する競技会の記録の整理・保管。
2. 一般財団法人島根陸上競技協会に対しての記録の申請。
3. その他、記録に関する事。
4. 競技場の情報処理に関する施設・用器具の点検並びに管理についての意見を具申する。
5. 主管する競技会の、情報処理関係の事前準備にあたる。
6. 主管する競技会当日の情報処理に関する業務を遂行する。

競技部

1. 競技会の計画立案及び運営に関する企画
2. 主管する競技会に関する要項の発送。
3. 申し込み受付。
4. プログラム編成会議の企画・運営。

施設用器具部

- 競技場の用器具の点検並びに管理についての意見を具申する。
- 競技に使用する用器具の事前準備と当日の管理。

第8条 次の各号の安全・財務・強化普及・会員連携等に関する会務は、当分の間、常務理事会に委ねる。

- 主管する競技会の危機管理に関すること
- 事業遂行に必要な資金調達に関すること
- 財務機関との連絡に関すること
- 陸上競技者の発掘・普及・競技力強化に関すること
- 指導者の養成及び連携強化に関すること
- 会員の親睦に関すること
- 会員の表彰慶賀・弔事に関すること

附 則

平成17年4月 3日制定
平成19年3月 11日改定
平成21年5月 9日改定
平成31年4月 7日改定